

## 松本市脱炭素型大規模投資支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業の脱炭素化に向けた事業者の取組みを支援することにより、脱炭素社会の実現に寄与するため、松本市脱炭素型大規模投資支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 脱炭素関連産業分野とは、国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月18日策定）に定める成長が期待される次の14分野をいう。

ア 洋上風力・太陽光・地熱産業（次世代再生可能エネルギー）

イ 水素・燃料アンモニア産業

ウ 次世代熱エネルギー産業

エ 原子力産業

オ 自動車・蓄電池産業

カ 半導体・情報通信産業

キ 船舶産業

ク 物流・人流・土木インフラ産業

ケ 食料・農林水産業

コ 航空機産業

サ カーボンリサイクル・マテリアル産業

シ 住宅・建築物産業・次世代電力マネジメント産業

ス 資源循環関連産業

セ ライフスタイル関連産業

(2) ゼロカーボン産業とは、脱炭素関連産業分野で脱炭素化に向けた課題解決につながる製品の開発若しくは製造又はサービスの開発を行う事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 本市の区域内においてゼロカーボン産業に取り組むために必要な建物の

新設、増設又は移設（以下「新設等」という。）をすること。

- (2) 本市の区域内においてゼロカーボン産業に取り組むために必要な償却資産の取得をすること。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施する事業者のうち、次の条件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有すること又は補助対象事業に合わせて新たに事業所を設置する予定であること。
- (2) 補助対象事業が完了してから10年間継続して、当該事業を活用したゼロカーボン産業に取り組む予定であること。
- (3) 次条に定める補助対象経費の総額が3億円以上であること。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる経費のうち、市長が適当と認める経費とする。

- (1) 工場、研究施設その他のゼロカーボン産業に取り組むために必要な建物の新設等に係る経費
- (2) 機械、装置、器具、備品、工具、建物付属設備、ソフトウェアその他のゼロカーボン産業に取り組むために必要な償却資産の取得に係る経費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に100分の3を乗じて得た額とし、3000万円を限度額とする。ただし、当該補助対象経費について他の補助制度等による補助金の交付を受けているときは、当該補助対象経費から当該補助金を減じた額を超えないものとする。

（補助の回数）

第7条 補助の回数は、1補助対象事業につき1回限りとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市脱炭素型大規模投資支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 全部事項証明書及び定款
- (4) 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書

- (5) 補助対象経費に係る契約書又は見積書の写し
- (6) 新設等する建物の平面図又は設計図
- (7) 取得する償却資産の一覧表
- (8) 市税に滞納がないことを証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、松本市脱炭素型大規模投資支援事業審査会における審査を経た後に、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、松本市脱炭素型大規模投資支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとし、補助金の不交付を決定したときは、松本市脱炭素型大規模投資支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号。以下「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項に規定する取下げは、松本市脱炭素型大規模投資支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号。以下「申請取下書」という。）によるものとする。

2 申請取下書は、当該補助金に係る決定通知書又は不交付決定通知書が到達した日から15日以内に市長に提出するものとする。

（変更等承認申請）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 第8条第1項の規定による申請に係る事業内容の変更 松本市脱炭素型大規模投資支援事業変更承認申請書（様式第5号）

(2) 第8条第1項の規定による申請に係る事業の中止又は廃止 松本市脱炭素型大規模投資支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、松本市脱炭素型大規模投資支援事業審査会における審査を経た後に、承認するものとする。

（事前着手）

第12条 申請者は、交付決定前に補助事業に着手してはならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、松本市脱炭素型大規模投資支援事業事前着手届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 決定者は、補助対象事業が完了したときは、松本市脱炭素型大規模投資支援事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、事業完了後1か月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助対象経費に係る契約書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（帳簿及び書類の備付け）

第14条 交付決定者は、第8条第1項各号に掲げる書類に係る帳簿及び証拠書類を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。